

国庫補助金の定率補助率算定のための
課税標準額調査について

国民健康保険組合の療養給付費等に対する国庫補助金の定率補助率の算定に当たっては、加入されている被保険者の方々の地方税法の規定による市町村民税の課税標準額により算定されることが、「国民健康保険の国庫負担金等に関する算定政令」等により定められており、その調査対象年として本年実施されることになっております。

この調査は、原則として3年に一度実施されておりますので、調査対象となる組合員及びご家族の方々には趣旨をご理解賜りますようお願いいたします。

なお、調査方法等については下記のとおりとなります。

調査方法：7月以降にマイナンバーを活用した情報連携により実施

※当国保組合で収集・管理しております皆様のマイナンバーを使用いたしますので、所得不明者等を除き、この事業について個々にご案内し、書類の提出を求めることはありません。

調査対象者：令和4年5月1日現在の組合員名簿について、要綱で定められた抽出率（当国保組合は6分の1）に基づき抽出された組合員とその家族。